
議題	「企業会計基準等の開発に係る適正手続に関する規則」の制定について
項目	概要

1. 財務会計基準機構の理事会及び適正手続監督委員会は、ガバナンス強化のために企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」という。）が行う企業会計基準等の開発に係る適正手続（デュー・プロセス）の見直しを検討してきた。
2. これまで、ASBJ の基準開発に関するデュー・プロセスについては、ASBJ が規定する「企業会計基準委員会等運営規則（以下「運営規則」という。）」により定められてきた。
3. 2013 年 5 月 30 日に開催された理事会において、「企業会計基準開発等に係る適正手続に関する規則（以下「適正手続に関する規則」という。）」が承認された（2013 年 6 月 14 日に開催された評議員会において、今後、ASBJ の適正手続は理事会が定める旨の定款の変更がなされている。）。
4. 適正手続に関する規則は 2013 年 6 月 14 日から適用となり、同日後、ASBJ は、適正手続規則に遵守することが要求され、また、その遵守状況について、適正手続監督委員会が監督することとなった。
5. なお、適正手続監督委員会は、ASBJ の活動のうちデュー・プロセスに特化して監督を行うが、基準諮問会議は、デュー・プロセスも含んだ ASBJ の活動全般にわたるアドバイスを行う位置づけである。

以 上